

令和4年5月31日

市内高齢者施設長 市内介護保険事業所管理者 様

千葉県保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課長

6月分の千葉県高齢・介護施設等の従事者に対するPCR検査
及び抗原定性検査キットの配付等について（周知）

平素より、新型コロナウイルスの感染防止のためにご尽力いただき、誠にありがとうございます。

6月分のPCR検査及び抗原定性検査キット配付につきまして、引き続き実施することといたしましたので、ご連絡します。なお、6月分についても、PCR検査及び抗原定性検査キット配付は、それぞれ月1回までといたします。

今後も、日々の検温の徹底とともに、体調不良の際は外出・移動を控え、医療機関を受診する等、新型コロナウイルス感染症対策の観点から引き続き感染予防にご協力いただきますよう、お願いいたします。

記

1 PCR集中検査について

(1) 申込方法・期間等

- ① 申込方法 別添1「千葉県高齢・介護施設等の従事者向けPCR集中検査事業の申し込み等について」に掲載されているURLまたはQRコードよりお申し込みください。
- ② 回数・申込期間 6月分 月1回まで
※7月以降については未定ですので、改めてご連絡いたします。
- ③ 返送期間 6月分 **6月30日(木)まで**
- ④ 検査キット発送 検査需要増のため、申し込みから検査キット発送まで数日を要する場合があります。
- ⑤ 対象者 **市内**の高齢・介護施設等の全ての従事者（介護・看護従事者だけでなく、事務、清掃、警備、調理など職種を問わず対象となります。）
※利用者や従事者の家族などは対象外
※医療みなしによる指定事業所は対象外
- ⑥ 検査費用 無料（返送料は検査機関の指定方法で返送した場合に無料）

(2) 申し込む際のご注意

- ① 検査を受ける従事者に、予め次の点を理解してもらってください。
 - ・検査キットは未使用（余り）が出ないように、余分なお申込みはしないてください。
 - ・お申込みして届いた検査キットは必ず使用して検査機関へ返送してください。未使用で放置などしたものは、後日代金を請求する場合がありますので、ご注意ください。
 - ・検査結果は、後日、千葉県介護保険事業課にも通知されること。
 - ・結果が陽性だった場合には、事業者（申込者）あてに検査機関から連絡が入りますが、この連絡よりも前に検査結果が介護保険事業課に伝わる可能性があること。

- ・検査結果が陽性だった場合には、保健所あての発生届の提出は、検査機関の提携医療機関の医師による診断の後、検査機関の提携医療機関が行うこと。
- ・検査結果が陽性だった場合には、必ず検査機関の提携医療機関へ連絡し、診断を受けること。連絡・受診を行わない場合は、事業者（申込者）と協議の上、検査機関から直接連絡が入る可能性があること（その際、ご連絡先を事業者から教えていただくこと）。

- ② 法人ごとなどではなく、必ずサービス種別ごとにお申込みください。
- ③ この検査は強制ではありませんが、全従事者が月1回の検査を受けていただきますよう、お願いいたします。
- ④ 陽性が出たことが確認された場合は、担当課へメール又は電話でご連絡ください。
- ⑤ 上記①のとおり、保健所あての発生届の提出は、検査機関の提携医療機関の医師による診断の後、検査機関の提携医療機関が行います。検査機関より連絡が来ますので、必ず陽性者に検査機関の提携医療機関へ連絡をし、診断を受けるよう、事業所からも働きかけて下さい。また、連絡を行わない場合は、検査機関からも陽性者にご連絡を差し上げたいことから、必要なご協力をさせていただきますよう、お願いいたします。

2 抗原定性検査キットの配布について

抗原定性検査キット（以下、「抗原キット」）の配付では、無症状の従事者も対象としたスクリーニング検査と、陽性者が発生した施設等の従事者と入所者を対象とした感染発生施設等検査を実施します。

【共通事項】

- (1) 申込方法 下記URLにアクセスし、案内に従ってお申込みください。

なお、すでに下記認証IDとパスワードにて、個別に付与されるユニークIDとパスワードをお持ちの事業所様におかれましては、個別に付与されたユニークIDとパスワードでお申込みください。

【共通URL】 <https://www.chiba-testkit.jp>

認証ID・パスワードは各事業所に送付した通知文をご確認ください。

初めての事業所・・・認証ID： パスワード：

2回目以降の事業所・・・個別に付与されたユニークIDとパスワード

※当日17時までには申込みいただくと、原則、翌々日にお届けします。

※なお、よくあるお問い合わせ内容について、別添4「お申込み際の注意事項」にてまとめていますので、ご確認ください。

- (2) 申込期間 6月分 6月29日（水）17時まで（※7月以降は改めてご連絡いたします。）

- (3) 検査結果等

抗原キットをお申込みいただきましたら、必ず検査を実施し、前週の結果を翌週月曜日（祝日の場合は、原則としてその翌営業日）までに、上記共通URLより、検査実施数をご報告してください。

検査の結果、陽性の判定となった場合は、速やかな医療機関等の受診とともに、千葉市へのご報告をお願いします。（別添詳細説明をよくご確認ください）

【事業お問合せフォーム】 <https://chiba-testkit.jp/form05>

【事業お問合せアドレス】 support@chiba-testkit.jp

※ 次ページに、抗原キット配付におけるスクリーニング検査と感染発生施設等検査について、詳しくまとめてあります。

抗原キット配付について

	①スクリーニング検査	②感染発生施設等検査
事業主旨	これまでのPCR検査と同様、全従事者のスクリーニングを目的とする。	陽性者が発生した施設について、感染の広がりを最小限に止めることを目的とする。
対象者	別表1の施設等 基本的に全種別の <u>全従事者</u> （これまでのPCR検査と同様）	別表2の施設等 ・入所機能のある施設・事業種別の <u>従事者及び入所者</u> ・そのうち、濃厚接触者等、陽性者と接触があり、施設・事業所において追加検査が必要と考える者 ・陽性者とある程度の接触がある方で、ユニット単位等での実施を想定しています。必要数の申込にご協力ください。 ・入所者に使用する場合は、医療職の対応が必要です。
回数	1回/月	原則1回/月、40キットまで 特に必要がある場合は、複数回の実施を可能としますが、上記対象者の考え方にご留意ください。また、頻回実施の場合は、当課から確認のご連絡をする場合がありますので、ご承知おきください。
検査方法	詳細は別添2のとおり。 （個々の包装ごとに、別添2の注意書きが同梱されています。） 事業所にキットをお送りします。 事前に従事者に個別配布の上、感染症拡大防止の観点から、 <u>事業所ではなく自宅に持ち帰り、検査してください。</u>	詳細は別添3のとおり 事業所にキットをお送りします。 検査実施にあたっては、昨年度の厚生労働省配布キットの利用方法に準じ、事前の研修資料の確認や医師との連携を図り、陽性が判明した場合は、速やかに医師の診察を受けることを徹底してください。
留意事項	希望数の1割増し程度で送付を予定しています。これは事業所のストックとして、令和3年度に厚生労働省配布キットで実施していた事業所で体調が悪化した方等の検査等にご活用ください。また、有効期限切れまでに、全てのキットをご活用ください。	基本的に必要数を申請ください。万が一キットに余剰が生じた場合は、有効期限切れまでに、全てのキットをご活用ください。

別表1 高齢者施設等（PCR検査、スクリーニング検査対象）

区分		対象施設及び事業所
高齢福祉関係	施設	特別養護老人ホーム(地域密着型も含む)、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、生活支援ハウス
	通所・訪問事業所	通所介護(地域密着型、認知症対応型も含む)、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護（看護も含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス、通所介護相当サービス、ミニデイ型通所サービス、居宅介護支援、介護予防支援、特定福祉用具販売
障害福祉関係	施設	障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練、生活ホーム、福祉ホーム
	通所・訪問事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、障害児通所支援事業所、地域活動支援センター、ワークホーム、精神障害者共同作業所、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、障害者基幹相談支援センター、日中一時支援
生活保護関係	施設	救護施設

※医療みなしを除く

別表2 入所系施設等（感染発生施設等検査対象）

区分		対象施設及び事業所
高齢福祉関係	施設	特別養護老人ホーム(地域密着型も含む)、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、生活支援ハウス
	通所・訪問事業所	宿泊サービスを伴う通所介護(地域密着型、認知症対応型も含む)、小規模多機能型居宅介護（看護も含む）
障害福祉関係	施設	障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練、生活ホーム、福祉ホーム
生活保護関係	施設	救護施設

※医療みなしを除く

- 3 千葉市高齢者施設等における新規施設入所者向けPCR検査費用補助（令和4年度分）
令和3年度に続き、令和4年度も当該事業を令和4年6月30日（木）まで実施（令和4年3月31日以前の領収日等は補助対象外）しています。申請期限は、令和4年7月29日（金）までとなります。下記ホームページもご確認ください。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/0304koureikensahiyo.ujosei.html>

4 千葉県新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査無料化事業

千葉県が無症状の方を対象として、標記事業を実施していましたが、一部の事業が5月31日までとなっているようですので、詳しくは、随時千葉県ホームページをご確認ください。

【千葉県ホームページ】<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/pcrmuryouka.html>

5 在宅高齢者サービス継続支援事業

在宅の高齢者の同居家族が新型コロナウイルスの陽性者となり、当該高齢者が濃厚接触者となった場合、介護保険サービスを提供するに当たっては、従業者の感染防止のために実際にかかる経費のほか、心理的・精神的負担なども大きいことから、令和2年8月から当該高齢者に対してサービス提供を行った居宅サービス事業所等に対して支援金の支給を行っており、令和4年度も引き続き当該事業を実施しています。なお、濃厚接触者である利用者に対してサービス提供を行う場合は、事前に介護保険事業課へ相談、報告を行う必要があります。**事前に相談、報告を受けていないケースについては、給付対象となりません。**詳しくは、下記介護保険事業課ホームページまたは別紙をご確認ください。

【介護保険事業課ホームページ】

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/zaitakukoureisya_sabisukeizokusien.html

6 感染拡大防止対策について（別添通知）

別添令和4年4月18日付け「新型コロナウイルスの感染拡大防止について（通知）」参照

7 令和3年12月分までのにしたんクリニック未使用検査キットについて

上記期間のにしたんクリニック未使用検査キットにつきましては、保存液の品質が保てなくなるため、6月以降検査不可となりますので、ご注意ください。

8 令和4年1月分から令和4年5月分のにしたんクリニック未使用検査キットについて

従前からお知らせしているとおり、未使用で放置などした検査キットは、後日金を請求する場合がありますので、**未使用検査キットは必ず使用して検査機関へ返送**してください。この場合の**返送期限は、令和4年6月30日（木）まで**とします。

【問い合わせ】千葉市役所高齢障害部介護保険事業課
抗原定性検査について 事業所支援班 043-245-5062
PCR検査について 企画指導班 043-245-5068
(Mail) kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp